

# 平成31年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 平成31年4月10日 午後1時30分
3. 場 所 ろくじ館会議室
4. 議 題 議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について  
議案第2号 農地法第3条許可申請書審議について  
議案第3号 農地法第5条許可申請書審議について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について  
(諮問)  
議案第5号 甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について
5. そ の 他
6. 出席委員  
農業委員  
1 番 山内 亮一                      2 番 長野 和代                      3 番 中村 幸信  
4 番 松本 茂                          5 番 平井 豪                          6 番 奥名 政成  
7 番 清住 昇                          8 番 佐藤 礼治                      9 番 福永 浩紀  
1 0 番 岡本 篤幸                      1 1 番 五嶋 靖                      1 3 番 島津 和徳  
1 4 番 本田 廣正  
農地利用最適化推進委員  
西村 孝生              井上 良治              田上 安幸              本田 忠文              河嶋 隆雄  
志垣 保博              坂本 秀孝              坂本 導成              緒方 寛二              上村 敦之
7. 欠席委員  
1 2 番 中村 峯子  
伊佐 浩二
8. 議事録署名人  
1 番 山内 亮一

2番 長野 和代

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、本田 裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局長 定刻になりましたので総会を始めたいと思います。

総会の成立要件を申し上げます。出席委員は13名ですので、総会は成立することをご報告いたします。

平成31年度の第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶。

事務局長 議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 1番委員の山内委員、2番委員の長野委員をお願いいたします。

事務局長 議事の進行につきましては、会議規則に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第1号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。

農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地利用最適化推進委員を委嘱する必要が生じたため同意を求めるものでございます。

平成31年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

2ページをお願いいたします。

議案第1号、農地利用最適化推進委員の委嘱につき同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条の規定により同意を求めるものでございます。

今回の案件は、農地利用最適化推進委員が平成31年3月31日をもって任期満了となったため、新たに委員を委嘱する必要が生じたため同意を求めるものです。

ここに記載されている11名の方が農地法第19条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員に応募されている方々です。

以上、説明を終わります。

会 長 農地利用最適化推進委員として適任か否かについて、甲佐町農業委員会から甲佐町農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会へ評価に関する意見の聴取があっ

ていますので、評価委員会の副委員長であります清住職務代理者から報告をお願いいたします。

職務代理者 評価委員会で行いました評価結果についてご報告いたします。

4月2日午後1時30分から、ろくじ館にて、岡本会長、平井農地管理対策部会長、本田農政対策部会長、福永営農対策部会長、事務局、それと私の6名で候補者の評価を行いました。

評価については、6点の項目について行いました。1、農業者からの信頼、2、地域や農業団体からの信頼、3、地域の熟知度、4、農地利用の最適化の推進に熱意を有する者、5、農地利用の最適化推進に識見を有する者、6、その他、加点項目の計、6点の項目で行いました。

評価委員会の結論は、今回候補に挙げられている11名の皆さん全ての方が適任であると判断しましたことを報告いたします。

会 長 ただいま、事務局並びに評価委員会から説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

○8番 この評価について、点数制で評価されているのですかね。点数の場合、難しさもあって、評価の基準とといいますか、もうちょっと改良点があるんじゃないかなろうかというお話も聞いたので、そのところをお尋ねします。

事務局 職務代理者からご説明がありましたが、農地法の17条に基づきまして、農業委員会は農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと決まっています。また、第19条では、推進委員を委嘱しようとするときは、農業委員会が定めた区域を単位として農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならないということで、昨年11月12日から12月11日まで約1カ月間かけて応募を受け付けたところでございます。

ご質問の、農地利用最適化推進委員の選考に係る評価事項ということで6の項目で審査を行っています。農業者からの信頼では、農業者個人からの推薦があった場合、なかった場合ということで、審査を行っています。

これは平成28年、農業委員会法の一部改正があり、新たに最適化推進委員を設けられたときに定められた要綱に基づいて審査しております。

基本的には、それを基準として行っていますが、今回は少し変えて審査をしているというところでございます。

変更点は、農地等の利用の最適化の推進に識見を有する者ということについて、農業団体の役員歴だけでなく、地域の法人とか農業委員とか、の経験者を含めたと

ころで点数をつけています。

加点項目については、認定農業者だけだったのを、認定農業者に準じる方も含めていますし、地域からの推薦か、個人での応募か、というようなところで加点を行っています。

○8番 人を評価することは、なかなか難しいところがあると思います。今後もあるわけでしょうから、何かスムーズにできるような方法があれば、改善していくべきじゃなかろうかということで質問ただけであります。

事務局 今回も少し改正していますが、只今ご指摘をいただきました点については、改善したいと思います。

会 長 ほかにご意見はないですか。  
意見がなければ、農地利用最適化推進委員の委嘱について同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

原案のとおり承認いたします。

委嘱状の交付を行いますので、議事の審議はしばらく休憩をいたします。

農地利用最適化推進委員の入室を認めます。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時51分

会 長 審議に入ります。  
議案第2号「農地法第3条許可申請書審議について」を議題といたします。  
それでは、説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請書審議について。  
農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。  
平成31年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。  
以上です。

会 長 議案第2号の番号1番につきましては、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請審議調書、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の説明に入ります前に、今回初めて農業委員あるいは最適化推進委員になられた方もいらっしゃると思いますので、農地法3条とはどういうものか、まず事務局から説明をしていただいで、審議に入りたいと思います。をよろしくお願ひします。

事務局 3条許可申請書についての説明。  
許認可する上での注意事項について説明。

会 長 ただいま第3条関係について、事務局から農地を許認可について説明がありましたが、この手引きをよく読んで理解をお願いします。  
それでは早速、審議を進めてまいります。  
申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、9番委員の福永委員から、農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか、説明をお願いいたします。

○9番 農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明いたします。  
契約の種類としましては、所有権移転(有償)です。  
移動の理由としては、経営規模拡大です。  
申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。  
①については、取得する土地に小作契約はありません。  
②については、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しておられ、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われます。  
③については、該当しません。  
④については、本人の従事日数は180日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。  
⑤については、取得後の耕作面積が5,938平米で、下限面積をクリアします。  
⑥については、該当しません。  
⑦については、問題ないと思われます。  
以上で説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

○8番 先月の3月26日に会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。  
申請者である●●さんは、下横田集落で米を主体に農業を頑張られています。今回の申請地には、米、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 8番委員の佐藤委員から現地調査の報告、また、9番委員の福永委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号1につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

番号2番について審議したいと思います。それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いいたします。

○4番 4番委員の松本です。それでは、番号2番について説明いたします。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 4番委員の松本委員から農地の所有権移転（有償）について農地法上問題がないか、説明をお願いいたします。

○4番 農地の所有権移転（有償）について農地法上問題がないか、説明いたします。

契約の種類としましては所有権移転（有償）です。

移動の理由としては、経営規模拡大です。

申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題はないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人はJAかみましきに勤務しながら農業を行っているため、従事日数は100日程度ですが、両親も補完的に手伝われるため、所有後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万6,507平方メートルで、下限面積をクリ

アします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行ってありますので、11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○11番 先月の3月26日に会長、佐藤委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

今回、申請されている農地は、町道麻生原谷線の途中にある農地1筆です。

申請者である●●さんは、●●に勤務しながら船津集落で米、ニラの栽培を行っておられます。今回の申請される農地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 11番委員の五嶋委員から現地調査の報告、また、4番委員の松本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号2については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請書審議」についてを議題といたします。

事務局 議案第3号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

平成31年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 11番委員の五嶋委員から説明をお願いいたします。

○11番 議案第3号、農地法5条の規定による許可申請審議調書番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 転用申請についても制度の内容を説明。

申請地の位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、11番委員の五嶋委員から説明をお願いいたします。

○11番 11番の五嶋です。それでは説明いたします。

転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については資金計画、残高証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画はありますが、敷きならし程度であるため土砂の流失など、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 8番委員の佐藤委員から現地調査の説明をお願いします。

○8番 先月の3月26日に会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、龍野小学校近くの竜野郵便局の南側にある農地で、中山間地域に存在する農地の広がりもない農地で、第二種農地に区分されると思われます。今回の転用申請では、造成計画もなく敷きならし程度であるため、土砂の流失、崩壊など隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用する周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告します。

会 長 8番委員の佐藤委員から現地調査の報告。11番委員の五嶋委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

○8番 単価を見てみますと、今までのよりも高いような印象を受けますが、内容等をご存じならお願いします。

会 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 売買価格については詳しくは聞いておりませんが、申請地は、宅地にできるようなところですので、宅地並みになるということで高く設定されているのではないかなというふうに思っています。

以上です。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

ほかに何か発言はありませんか。

どうぞ。

○14番 最近よく太陽光出てくるのですけども、これは東京の方ですよ。ここの管理については、どのようにされるのか、聞かれていますか。

- 会 長 どういうふうにと言われますと。
- 14番 申請者は、東京の方ですね、だから、ここの管理というのは、熊本の子会社か何かにかされるんですかということです。
- 事務局 太陽光については、営農型ではありませんので、仮設ではなく常設ですので、管理はそんなには必要にはならないと思います。パネルの下は、敷き砂利等をされますので、若干草は生えると思いますが、そんなにはないのかなと思います。
- 東京の方がここの土地を譲り受けて太陽光をされるということですので、どなたか申請や管理をされる方がおられると思います。
- 今後は、もう少し把握しておく必要があると思います。
- 14番 わかりますけど、ただ一つ、管理者がいなかったら、台風とか何とかで、結果的に破壊する可能性はあり得ますので。近年は、突風が吹きますので。
- それと、下をコンクリでやってしまうと温度が上がりますので発電能力が落ちる。このため、今やっているのはほとんど下のほうは雑草地になっています。
- そこで、草刈りとか、管理されるのかなと思って聞いてみたのですが。
- 会 長 ほかに何かございませんか。
- どうぞ。
- 2番 うちの近所も、太陽光発電がされていますが、管理する方をあまり見たことないのですよ。
- 会 長 ほかに何かございませんか。
- それでは、ほかに意見ないようですので、採決を行います。
- 賛成の方の挙手を求めます。
- 全員賛成と認めます。
- 当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県へ送付をいたします。
- 続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。
- 平成31年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 次のページをお願いいたします。
- 甲農第2424号、平成31年3月26日。甲佐町農業委員会会長宮川安明様、甲佐町長奥名克美。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」（諮問）でございます。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問をします。

次のページ、12ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、平成31年第1回目でございます。

農用地利用集積計画の総括表でご説明いたします。今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定といたしまして、6年の田が15筆の1万9,412平米、同じく6年の畑が1筆、325平米、それと10年の田が2筆の3,187平米となります。このため、賃借権の再設定の計としましては、田が17筆の2万2,599平米、畑が1筆の325平米となります。また、賃借権の新規としまして、6年の田が2筆の3,753平米、10年の田が3筆の1,917平米となります。このため、賃借権の新規の計としましては、田が5筆の5,670平米のみとなります。使用賃借権について、再設定及び新規はありませんので、今回の利用権設定の合計といたしましては、田が22筆の2万8,269平米、畑が1筆の325平米となります。

皆様に審議していただきますのは新規の案件となります。詳細は事務局のほうから説明いたします。

事務局 基盤強化促進法の制度等について説明。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、番号1について説明。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・賃貸の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置について説明。

相手方の状況について説明いたします。

会 長 事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか。

○11番 相手方のつかさ農園ですが、耕作面積が4,700平米ですね、農園と名のつくわりには面積が少ないと思いますが、どうしてでしょうか。

事務局 説明があったかと思いますが、相手方は船町で農業をされておられてこの面積は甲佐町で耕作されている面積です。

会 長 五嶋委員、よろしいですか。

ほかはございませんか。

それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号2につきまして審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 番号2についてご説明。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)  
申請地の位置の説明をいたします。  
譲受人の状況について説明いたします。

会長 ただいま事務局から番号2についての説明がありました。  
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。  
質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)  
全員賛成と認めます。  
それでは、番号2については原案のとおり承認をいたします。  
続きまして、番号3について審議をいたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 番号3について説明。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)  
位置の説明。  
相手方の説明。

会長 ただいま事務局から、番号3について説明がありました。  
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。  
質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)  
全員賛成と認めます。  
番号3については原案のとおり承認いたします。  
続きまして、番号4について審議したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、農業委員の本田さん、最適化推進委員の坂本さんは審議が終わるまで退席をお願いいたします。  
(本田委員・坂本委員退席)  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 番号4について説明。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

- 申請地の位置の説明。
- 譲受人の状況について説明。
- 会長 ただいま事務局から、番号4について説明がありました。  
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。  
質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(賛成者挙手)  
全員賛成と認めます。  
それでは、番号4については原案のとおり承認いたします。  
本田委員、坂本委員の入室を認めます。  
(本田委員・坂本委員入室)  
続きまして、議案第5号「甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは、18ページをお願いいたします。議案第5号「甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について」、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)を別表のとおり作成したので、意見の決定を求めるものでございます。  
平成31年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 会長 議案第5号「甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について説明。  
一般事務、農地法関係について説明。  
農地法関係について説明。  
農家基本台帳整理について説明。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の業務について説明。  
農地等の利用の最適化の推進について説明。  
違反転用に伴う農地パトロールについて説明。  
農業委員、農地利用最適化推進委員研修について説明。  
農業者年金の加入促進について説明。  
人・農地プランの検討会について説明。  
農地管理対策部会、農政対策部会、営農対策部会の活動について説明。
- 会長 事務局から、甲佐町農業委員会のスケジュール(案)について説明がありました。  
何かご質問はありませんか。
- 推進委員 推進委員の田上です。3月中旬ごろWC Sの推進会議があり、田代地区で3丁ほ

どの水田が、今後、耕作放棄になるかもしれないという意見が田代地区の委員から出ました。情報を把握したいと思い発言させていただきました。

会 長 事務局、何かそのことを聞いていますか。

事務局 田代地区は営農組合でWCSを作られています、堤で水の確保をされているため水不足が深刻と、耕作者の高齢化ということで、WCSはつくれないという話は聞きました。詳細について聞いていません。福永さんがWCSを引き受けられているのですかね。

○9番 はい。

事務局 WCSは、農家と畜産農家が契約し取り組んでおられますが、WCSをつくられる方ができないという話でしょうか。福永さんは、まだ供給契約は結んで飼料をもらってもいいということですかね。

○9番 そうですね。

事務局 でも、つくられる方がつくれないということであれば、福永さん自らがつくるということは、無理でしょうから。

○9番 あそこは、約3丁あって、常時作業されている方は三、四人ぐらいでされています。その方たちも高齢で、もう無理みたいです。

事務局 もうできなということですか。

○9番 あそこは、中山間地区で、水が、問題ですね。

事務局 堤の水を利用されますので、水が不足するのですよね。

会 長 耕作条件が悪いのですか。

事務局 田植時期には水があると思うのですが、その後、水が不足して草の除草というのに苦労されているようです。

○9番 いや、田植えのときもないみたいです。大体全部で4丁ぐらいあるのですが、その内1丁ぐらいは米を植えられています。その圃場でほとんど取られています。

事務局 一番上の取り口のところが米を植えられています。今作られているWCSは後の方ですので、水が来ない。もう何年か前に大分苦労されたみたいです。

○9番 去年は、早く植えてくれるよう頼んでいたら、そのときに雨が降ったから、よかったのです。その前の年は、水稻とWCSを植える時期を1カ月ぐらいずらすと、もう水が足らなくて、その後の生育とかに影響が出てきます

会 長 そういった意味では、ちょっと難しいかもしれませんね。

○9番 条件が悪いですね。

事務局 長 そのような話を、少し聞いておりました。

会 長 田上委員、ありがとうございました。

推進委員 私が心配するのは、今後、農家の高齢化は進んで行く、そんな中で、農地の条件

が悪いから誰も手をつけない。それでは、耕作放棄地がどんどん発生する。

その対策というか、行政として何か手だてが要るのかなと思うし、担い手を育てていく必要があると思います。

今、心配される棄地は3丁と言われたけれども、今後はひょっとすると4丁になるかもしれません。農地をどうやって維持管理していくかというのは、農業委員会も含めた町の対応が要るのかなと思って、わざわざ提案しています。

会 長 わかりました。重要な課題として受けとめさせていただきます。

○1番 WCSや水稻の作付が難しいなら、大豆を植えたりとかができれば、荒れないと思う。その辺を進めてもらいたい。

会 長 代替作物とかですか？

○1番 代替作物はやっぱり必要でしょうね。

会 長 先ほども言いましたような形で進めてもらいたいと思います。

ほかに何かご意見はないですか。

なければ、甲佐町農業委員会スケジュール（案）については、私たちが活動する平成31年度のスケジュールとして原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

それでは、原案のとおり承認をいたします。

事務局 それでは、審議、お疲れさまでした。これをもちまして、第1回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 番

2 番